

『市町村への権限移譲推進プラン』の概要

1 今回のプラン策定の趣旨

少子高齢化が急速に進展する中、それぞれの地域に応じた施策を進めることがますます重要となっており、本県においても、住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域で総合的な行政を果たす役割を担っていけるよう、新たなプランを策定し、さらなる権限移譲を進めていく

前回の計画からの主な変更点

- ・市町村から移譲提案のあった事務については、最優先に協議を進める
- ・また、県からも移譲候補事務に優先順位を付けて提案し、協議を進める
- ・全市町村への移譲を目指し、受入体制面での課題に対応するための仕組みなども検討する

2 権限移譲候補事務の考え方

市町村から提案のあった事務

- ・市町村から、自ら実施していくことが効果的と判断し移譲を提案された事務を「最優先協議事項」に位置づけ（移譲実現に向け、最優先で協議する）

県から提案する事務と優先協議事項

- ・前回の計画に位置づけてきた候補事務、国の勧告で示された事務などから選定
- ・中でも特に、下記の考え方により選定した事務を、今回新たに「優先協議事項」に位置づけ
 - ＊「住民の利便性向上」の観点から、さらなる効果が期待できる事務
 - ＊「地域主権戦略大綱」で市への移譲が示され、時期を合わせ町村にも移譲することが望ましい事務

3 受入体制の仕組み

- ・単独市町村での受け入れには課題が多いものは、市町村間の地理的特性や広域処理の状況などを考慮のうえ、地方自治法に基づく共同処理の手法など様々な受入体制の仕組みを、事務の内容ごとに選択肢の一つとして提案

4 移譲に伴う主な支援措置

財政支援

- ・事務執行に必要な経費：市町村等事務処理交付金（人件費や事務費、準備経費など）
- ・移譲の検討経費：広域行政支援事業費補助金（広域ブロック単位）

人的支援

- ・移譲する事務の内容や市町村の組織・体制を勘案したうえで、専門知識のある県職員を派遣

5 今後の移譲協議の進め方

優先的に協議を進めていくもの

- ・まずは、市町村から移譲の提案のあった事務を最優先で協議
- ・県としても、市町村からの申し出を待つだけでなく「優先協議事項」を提案するとともに、全市町村が足並みを揃え移譲を受けられることを目指し、協議を進める

検討の進め方

- ・受入体制面での課題への対応等を併せて検討していくために、広域ブロック単位で検討会などを開催
- ・市町村の意向を踏まえ、財政・人員体制面等の支援策も、随時充実を検討

～取り組みの実施にあたっては～

- 地域主権戦略大綱に示された法改正による市町村への権限移譲の円滑化に向けた支援も併せて行うとともに、国の動向を十分に踏まえながら、適宜柔軟に移譲候補事務の内容や進め方を見直していく
- 概ね3年後を目途に、取り組みの実績等を検証し、より効果的な移譲推進につなげる見直しを図る